

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 （平成 22 年度分に係る評価）

【1枚目】

事業コード	21102102	
事務事業名	河川一般管理事業	
予算書の事業名	2.河川一般管理費	
事業期間	開始年度	平成元年度以前
	終了年度	
	当面継続	
業務分類	1. 施設管理	
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行	☐ 2. アウトソーシング
	☐ 3. 負担金・補助金	☒ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03030100
部名等	産業建設部	
課名等	建設課	
係名等	業務係	
記入者氏名	小黑 健太郎	
電話番号	0765-23-1028	

政策体系上の位置付け	コード2	411001
政策の柱	基2 安全で快適な暮らしやすいまちづくり	
政策名	1 生命と財産を守る安全・安心な暮らしの確保	
施策名	1. 災害に強いまちの形成	
区分	なし	
基本事業名	浸水対策の強化	

予算科目	コード3	001080301
会計	一般会計	
款	8. 土木費	
項	3. 河川費	
目	1. 河川総務費	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画				
良好な水辺空間の形成を図る河川環境整備のため、排水路等の補修や堆積土砂の浚渫を行い機能を維持する。						21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 準用河川、排水路	➡	対象指標	① 堆積土砂除去要望件数	箇所	1	1	3	3			
			② 修繕工事要望件数	箇所	6	7	10	5				
			③									
手段	<平成22年度の主な活動内容> ①排水路修繕工事、②準用河川等浚渫、③宮谷川水門の維持管理、④水防資材の調達 *平成23年度の変更点 なし	➡	活動指標	① 堆積土砂除去実施件数	箇所	1	1	3	3			
			② 修繕工事実施件数	箇所	5	5	10	5				
			③									
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 機能が維持される。	➡	成果指標	① 堆積土砂除去実施率	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00		
			② 修繕工事実施率	%	83.33	71.40	100.00	100.00	100.00			
			③									
その結果	<施策の目指すがた> 風水害による被害を未然に防止するための河川・用排水路や土砂災害防止施設などが整備されています。		↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 河川管理者が行う維持管理業務。公共の安全保持。					財 源 内 訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	
						(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	
						(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	
						(4)一般財源	(千円)	1,396	1,710	2,677	2,677	2,677
						A. 予算(決算)額((1)～(4)の合計)	(千円)	1,396	1,710	2,677	2,677	2,677
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 環境変化による影響を受ける見込みは少ない。						①事務事業に携わる正規職員数	(人)	8	2	2	2	
						②事務事業の年間所要時間	(時間)	620	140	140	140	140
						B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	2,607	589	589	589	589
						事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	4,003	2,299	3,266	3,266	3,266
						(参考) 人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入） 排水路の修繕、堆積土砂除去の依頼を受けている。					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 特に必要性を感じなかったため					
					☐ 把握している ☒ 把握していない							

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 （平成 22 年度分に係る評価）

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 適切な修繕及び浚渫業務を行うことにより良好な状態を保ち、公共の安全確保がされている。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	河川法（昭和39年法律第167号）第2条
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 限られた事業費のもと、必要最低限の維持管理を行っている。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 事業費節減には町内会等組織への管理委託などが考えられるが、現実的に困難であることから、専門業者への委託による作業を主体とする現状の手段を継続することが必要である。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 緊急対応の作業は、二次的事故や被害拡大を避けるための判断が求められるため、現状程度の職員配置が必要である。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 不特定多数の市民等に効果をもたらすものであり、受益者負担とすることはできない。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☐ 平均 ☐ 低い	説明 市の施設の維持管理として実施しているため、受益者負担の考えには馴染まない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☒ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	☒ 適切 ☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切 ☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切 ☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切 ☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性		
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善		

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成24年度）	特になし	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	特になし	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

河川や水路の日常的な維持管理費が主であるため一律の事業費の削減は困難であるが、必要最小限の経費で実施するよう努めること。	二次評価の要否
	不要

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 （平成 22 年度分に係る評価）

【1枚目】

事業コード						部・課・係名等	コード1	03030100	政策体系上の位置付け	コード2	411001	予算科目	コード3	00000000
事務事業名	河川関係同盟会事務局事務					部名等	産業建設部			政策の柱	基2 安全で快適な暮らしやすいまちづくり			
予算書の事業名	なし					課名等	建設課			政策名	1 生命と財産を守る安全・安心な暮らしの確保			
事業期間	開始年度	昭和58年度	終了年度	当面継続	業務分類	業務係			施策名	1. 災害に強いまちの形成				
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行 ☐ 2. アウトソーシング ☐ 3. 負担金・補助金 ☒ 4. 市直営					記入者氏名	江幡 遂守			区分	なし			
						電話番号	0765-23-1028			基本事業名	浸水対策の強化			

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画				
片貝川・布施川河川総合整備促進期成同盟会及び鴨川治水促進期成同盟会の事務局として会議の開催、関係機関への要望及び関係資料の作成。						21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 片貝川、布施川、鴨川	➡	対象指標	① 片貝川上流工区延長	km	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1		
				② 布施川工区延長	km	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6		
				③ 鴨川工区延長	m	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160		
手段	<平成22年度の主な活動内容> ①幹事会及び総会の開催、②関係機関への要望活動、③関係資料の作成 * 平成23年度の変更点 変更無し	➡	活動指標	① 要望活動の実施回数	回	3	3	3	3	3		
				② 幹事会及び総会の開催回数	回	4	4	4	4	4		
				③								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 片貝川・布施川の整備及び鴨川改修・放水路の整備が促進される。	➡	成果指標	① 片貝川上流工区工事施工延長	m	0	50	50	50	50		
				② 布施川上流工区工事施工延長	m	300	30	30	30	30		
				③ 鴨川	m	20	20	35	30	30		
その結果	<施策の目指すがた> 風水害による被害を未然に防止するための河川、用排水路や土砂災害防止施設などが整備されています。				↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 片貝川・布施川河川総合整備促進期成同盟会については昭和58年度から両河川の治水・利水等を含めた総合整備を目的として開始した。また鴨川治水促進期成同盟会については、従前鴨川治水・河川環境整備促進協議会として活動していたものを平成8年度に環境整備の目的が一定程度果たされたものとして、放水路の整備による治水事業の促進を主な目的として組織変更等を行い開始した。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
						④一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	0	0	0	0	0
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 昨今の財政難のため、要望活動を行っても大きな成果が期待できなくなっている。						①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	2	2	2
						②事務事業の年間所要時間	(時間)	140	300	140	140	140
						B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	589	1,262	589	589	589
						事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	589	1,262	589	589	589
						(参考) 人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特に無し					◆県内他市の実施状況		(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
					➡		各市町村では、各々関係する河川整備の促進を目的とした同盟会を構成し、県等への要望を実施している。					

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 （平成 22 年度分に係る評価）

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）		
☐ 直結度大 ☒ 直結度中 ☐ 直結度小	説明	同盟会の活動を通じて河川整備に向けて関係機関に働きかけていくことは、県等が該当する河川を整備するかどうかを決める際に重要である。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）		
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☒ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当		
根拠法令等を記入		
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直し場合、その理由と内容を説明）		
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地無し。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）		
なし	説明	成果向上の余地無し。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）		
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）		
なし	説明	事業費は予算として計上していないので、削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）		
なし	説明	必要最低限の業務としているため削減の余地なし。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）		
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明	事務局業務のため特定の受益者はいない。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）		
☐ 高い ☐ 平均 ☐ 低い	説明	事務局業務のため受益者負担の考えになじまない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☒ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い ☐ 緊急性が高く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括						
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり				
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり				
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり				
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり				
(2) 今後の事務事業の方向性						
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		<table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	年度			
年度						
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善						

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成24年度）	なし コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	なし 成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

片貝川、布施川、鴨川の改修整備は治水の観点から重要であり、改修事業の促進に向けて今後も要望活動を継続する必要がある。	二次評価の要否
	不要

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	21101301					
事務事業名	河川維持事業					
予算書の事業名	3. 河川維持事業					
事業期間	開始年度	平成元年以前	終了年度	当面継続	業務分類	3. 建設事業
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行	☒ 2. アウトソーシング		☐ 3. 負担金・補助金	☒ 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	03030200
部名等	産業建設部	
課名等	建設課	
係名等	維持管理係	
記入者氏名	大黒 一宏	
電話番号	0765-23-1029	

政策体系上の位置付け	コード2	411001
政策の柱	基2 安全で快適な暮らしやすいまちづくり	
政策名	1 生命と財産を守る安全・安心な暮らしの確保	
施策名	1. 災害に強いまちの形成	
区分	なし	
基本事業名	浸水対策の強化	

予算科目	コード3	001080301
会計	一般会計	
款	8. 土木費	
項	3. 河川費	
目	1. 河川総務費	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画			
通水の確保及び生活環境の悪化を未然に防ぐための維持修繕工事並びに災害・浸水等の防止のための護岸・河床の改良工事を行う。						21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 準用河川、普通河川	➡	対象指標	① 準用河川延長	m	8,464	8,464	8,464	8,464	8,464	
			②								
			③								
手段	<平成22年度の主な活動内容> 普通河川の改修工事 *平成23年度の変更点 変更なし	➡	活動指標	① 準用河川改修済延長	m	5,089	5,089	5,120	5,140	5,200	
			②								
			③								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 河川が改修され機能が維持される。	➡	成果指標	① 準用河川改修率	%	60.13	60.13	60.49	60.73	61.44	
			②								
			③								
その結果	<施策の目指すがた> 風水害による被害を未然に防止するための河川・用水路が整備されています。					↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入					
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 準用河川については、遅くとも昭和47年には指定がされていたためその時期には開始していたと考えられる。普通河川については開始時期は不明である。					財源内訳	①国・県支出金 (千円)	0	34,493	3,000	0	0
						②地方債 (千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0	0
						④一般財源 (千円)	0	6,354	4,677	10,000	10,000
						A. 予算(決算)額(①～④の合計) (千円)	0	40,847	7,677	10,000	10,000
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 急速な宅地開発による雨水排水の増加 短時間の集中豪雨の増加					①事務事業に携わる正規職員数 (人)	2	9	9	9	9	
					②事務事業の年間所要時間 (時間)	500	2,900	2,900	2,900	2,900	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円） (千円)	2,103	12,195	12,195	12,195	12,195	
					事務事業に係る総費用（A+B） (千円)	2,103	53,042	19,872	22,195	22,195	
					(参考) 人件費単価 (円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 市民から改修による洪水対策や、機能維持のための補修工事の要望がある。					◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
					○ 把握している	➡	細かな実施状況は把握できないため。				
					● 把握していない						

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 河川の改修による水害対策は、施策に大いに直結している。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☒ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	道路法（昭和27年法律第180号）第42条第1項
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 施工方法や使用材料等を精査し、既にコスト削減に努めている
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 必要最低限の人数で行っており、見直す余地はない

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし	説明 準用河川については、河川法第59条及び第100条により、管理に要する費用は市が負担する必要がある。普通河川については法的な根拠は無いが、治水の観点から市の費用負担で実施する必要がある。
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☐ 平均 ☐ 低い	説明 上記のとおり、準用河川については受益者負担をもとめることはできず、普通河川については治水の推進のために市の負担で計画的に施工する必要がある。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☒ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☒ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成24年度）	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

本事業は河川・水路の大規模な改修を行っているものであり、治水の観点から重要な事業であるため、今後も計画的に市内の河川・水路の改修を進めていく必要がある。	二次評価の要否
	不要

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	21220120					
事務事業名	雨水幹線築造事業					
予算書の事業名	3.公共下水道整備事業					
事業期間	開始年度	平成9年度	終了年度	当面継続	業務分類	3. 建設事業
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行	☐ 2. アウトソーシング		☐ 3. 負担金・補助金	☒ 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	04010200
部名等	上下水道局	
課名等	下水道課	
係名等	公共下水道係	
記入者氏名	西川 聡	
電話番号	0765-23-1039	

政策体系上の位置付け	コード2	411001
政策の柱	基2 安全で快適な暮らしやすいまちづくり	
政策名	1 生命と財産を守る安全・安心な暮らしの確保	
施策名	1. 災害に強いまちの形成	
区分	なし	
基本事業名	浸水対策の強化	

予算科目	コード3	002010102
会計	下水道事業特別会計	
款	1. 下水道費	
項	1. 下水道管理費	
目	2. 公共下水道管理費	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画				
梅雨、台風などの豪雨時における浸水被害を防止するため、吉島、高島、北中や青島地区などを集水区域とする排水路（北中1号雨水幹線）、北鬼江地区などを集水区域とする排水路（中川1号雨水幹線）を整備する事業						21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 雨水幹線流域の住民、家屋、田畑	➡	対象指標	① 北中1号雨水幹線整備計画延長（起終点延長）	m	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830		
				② 中川1号雨水幹線整備計画延長（起終点延長）	m	684	684	684	684	684		
				③ こうなぎ川1号雨水幹線整備計画延長（起終点延長）	m	0	0	110	110	110		
手段	<平成22年度の主な活動内容> 国庫補助申請、地元説明・交渉、工事の設計積算、監督、中間・完成検査及び引渡し・支払い等の事務を行った。 *平成23年度の変更点 なし	➡	活動指標	① 北中1号雨水幹線整備済み延長[累計（延べ延長）]	m	1,580	1,650	1,750	1,830	1,830		
				② 中川1号雨水幹線整備済み延長[累計（延べ延長）]	m	640	684	684	684	684		
				③ こうなぎ川1号雨水幹線整備済み延長[累計（延べ延長）]	m	0	0	60	100	110		
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 大雨による浸水被害をなくする。	➡	成果指標	① 北中1号雨水幹線整備率[累計]（整備済み延長／整備計画延長）	%	86.34	90.16	95.63	100.00	100.00		
				② 中川1号雨水幹線整備率[累計]（整備済み延長／整備計画延長）	%	93.56	100.00	100.00	100.00	100.00		
				③ こうなぎ川1号雨水幹線整備率[累計]（整備済み延長／整備計画延長）	%	0.00	0.00	54.55	90.91	100.00		
その結果	<施策の目指すがた> 風水害による被害を未然に防止するための河川・用排水路などが整備されます。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入										
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 大雨が降るたびに、家屋の床下浸水や道路・田畑が冠水しており、これらを解消するために北中1号雨水幹線は平成9年度から、また、中川1号雨水幹線は平成18年度から事業着手した。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	103,000	34,250	43,000	49,000	10,300
						②地方債	(千円)	93,000	30,825	38,700	44,100	9,270
						③その他（使用料・手数料等）	(千円)	10,000	3,425	4,300	4,900	1,030
						④一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
						A. 予算（決算）額（①～④の合計）	(千円)	206,000	68,500	86,000	98,000	20,600
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 当事業は国からの補助金、市債（借入金）を主な財源として整備を進めている。市の財政は一段と厳しい状況にあり、事業費の確保に苦慮している。また近年、全国でゲリラ的豪雨による浸水被害が相次いでいることから住民の不安が高まっている。						①事務事業に携わる正規職員数	(人)	6	4	4	4	4
						②事務事業の年間所要時間	(時間)	2,180	1,800	1,800	1,800	1,800
						B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	9,167	7,569	7,569	7,569	7,569
						事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	215,167	76,069	93,569	105,569	28,169
						（参考）人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 浸水被害を受けている流域住民や市議会の各会派から、未整備区間の早急なる整備を強く要望されている。					◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 計画概要、整備状況、事業費などの概要						
					● 把握している	➡						
					○ 把握していない							

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 当事業は、市街地における浸水対策の根幹事業であり、施策の目指すがたと直結している。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☒ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 現地に適した工法で施工しており、事業費を削減する余地はない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 既存地下埋設物管理者との調整にかなりの時間を要している。平成18年度以降は住宅密集地区内での施工であり、地元住民や地権者への説明・交渉時間の増加が考えられることから、人件費を削減することは困難である。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 治水は住民の生命・財産を守る基本的な行政課題であり、受益者負担は発生しないと考えられる。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☐ 平均 ☒ 低い	説明 雨水公費の原則により、受益者負担を求めることができない。（他市も同様）

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☒ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成24年度）	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

浸水被害の防止及び安全な生活環境を確保するために必要な事業である。財政が厳しい状況であるが、住民の生命財産を守るため早期完成に向け事業を推進する必要がある。	二次評価の要否 不要
--	-------------------